

名鉄グループの国内旅行傷害保険

楽しいご旅行に安心をプラスしましょう

日本国内の旅行中の、思いがけない事故によるケガへの備えとして国内旅行傷害保険のご加入をおすすめします。

■お支払いする保険金の種類、保険料(1名あたり、保険期間:最長14泊15日まで、一時払)

契約口数		1口	2口	3口	4口	5口
死亡保険金		200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
後遺障害保険金※1		200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
入院保険金※2		3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円
通院保険金※3		1,900円	3,800円	5,700円	7,600円	9,500円
手術保険金 (1事故につき 1回に限ります)	入院中の手術	30,000円	60,000円	90,000円	120,000円	150,000円
	外来の手術	15,000円	30,000円	45,000円	60,000円	75,000円
保険料		100円	200円	300円	400円	500円



- ※1 その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
- ※2 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
- ※3 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を減限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。
- ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

このご案内は「国内旅行傷害保険旅行者包括契約」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款・特約集」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

日本国内旅行中の思いがけない事故によるケガ(※)や損害を補償します。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内補償)	死亡 保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。) ⑪航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。) ⑫自動車、原動機付自転車等 ^(※3) による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
	後遺障害 保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	
	入院 保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(事故の発生の日から180日以内)	
	手術 保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。	
	通院 保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

共同保険会社

■この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社	35%
三井住友海上火災株式会社	35%
東京海上日動火災株式会社	28%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2%

問い合わせ先

- 取扱代理店

名鉄保険サービス株式会社 法人営業部 担当： 廣瀬
 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-26-25メイフィス名駅ビル9F
 TEL 052-581-6122 (受付時間：平日午前9時から午後5時まで(12/31～1/3は除きます))
- 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 名古屋企業営業部第一課
 〒460-8551 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21
 TEL 052-953-3871 (受付時間：平日午前9時から午後5時まで(12/31～1/3は除きます))
- 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 〔ナビダイヤル〕 0570-022808 <通話料有料>
 受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間：24時間365日)
- 承認番号：SJ24-01538

作成日：2024/04/18